

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成23年度下半期）について

平成24年4月11日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成23年10月から平成24年3月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見の概要は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照。）。

1 効果的な広報・広聴活動について

今後、広報・広聴活動をさらに充実させていく方法に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 中小事業者は、いろいろな法律や制度について学ぶ機会がない。中小事業者に対して、独占禁止法や下請法についてのきめ細かい広報活動をお願いしたい。（北海道）
- ・ 業界に事業者団体があれば、どのような行為が法律上問題となるかを団体が会員に周知しているが、そのような組織がない業界では、中小事業者はどのような行為が法律上問題となるのかどうか分からないと思う。このような業界の事業者に対しては、特に周知を行ったほうがよい。（東北）
- ・ 業界団体の総会や定期的な集まりの中で、業界固有の事例を紹介するなど、それぞれの業界の特質・特性を考慮した勉強会を開催すると良いのではないか。（関東甲信越）
- ・ 公正取引委員会が行う排除措置命令等をメディアに大きく取り上げてもらうことが独占禁止法等の違反行為に対する抑止につながると思う。（関東甲信越）
- ・ 優越的地位の濫用規制や下請法に関しては、どのような行為を行えば違反になるのか、その線引きが難しく、摘発されて初めて問題があったことに気付いたという話もよく聞く。今後とも、商工会議所等でテーマを絞った講演会を実施するとともに、公正取引委員会で個別の相談を受けるなどして、優越的地位の濫用規制や下請法の普及・啓発に努めてもらいたい。（近畿）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3649（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 課徴金減免制度は、これまでの日本には見られなかった制度であり、非常に面白く関心と呼ぶ制度である。この制度を更に積極的に広報していくことで、独占禁止法の知名度を向上させることができるし、ひいては公正取引委員会の情報収集活動にも資することとなると考えられる。(四国)
- ・ 広報資料に絵や図表を用いることによる「見える化」は、広報活動として有効な方法であるので、今後も拡充していただきたい。(沖縄)

2 公正取引委員会に期待することについて

今後、公正取引委員会に期待すること、公正取引委員会に対する要望等に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 震災後、エネルギー分野などで新たな社会的インフラ作りが検討されているが、その際、独占禁止法上の問題が生じないか注視してもらいたい。(関東甲信越)
- ・ 景品表示法の執行については、消費者庁も頑張っているようであるが、公正取引委員会にはこれまで積み上げてきた実績・強みがあると思う。消費者庁は地方に出先がなく、また、予算の制約等により相談員を置けない地方自治体もあるようなので、公正取引委員会にきめ細かに対応していただけると助かる。(中部)
- ・ 優越的地位の濫用規制については、我が国独特の規制だと思うが、現実問題として、納入業者が協賛金や従業員の派遣を不当に要請されるなど問題が生じているものであり、こういった問題に対応できるのは独占禁止法のみであると考えられることから、今後とも積極的な法運用を行ってもらいたい。(近畿)
- ・ 今後、経済のグローバル化が更に進むと思われる。また、今までにない形態の商取引の拡大など、取引形態・取引慣行が様々な変化をすと思うが、公正取引委員会には、そういった変化に対応していくことを期待している。(中国)

3 公正取引委員会の相談等の体制について

公正取引委員会における相談・届出・申告の窓口、独占禁止法相談ネットワーク、相談事例の公表等、公正取引委員会の相談等の体制の問題点及び改善すべき点に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 商工会議所や商工会と連携して、独占禁止法や下請法の相談を受け付けていることは良いことであると思う。さらに、商工会議所以外にも中小企業が融資などについて相談できる地方自治体や中小企業支援団体等の窓口があるが、そうした窓口には、中小企業の人たちがより頻繁に来るので、そのような窓口と広く連携することも一つの方法であると思う。(関東甲信越)

- ・ 県の相談窓口では、どこに相談したらよいか分からない相談者に対し、適切な相談先を紹介しているようである。地方自治体の相談窓口に対しても独占禁止法等について広報活動を行い、横のネットワークをより充実させれば、相談体制の充実に資するのではないか。(九州)

4 公正取引委員会のホームページについて

公正取引委員会のホームページについて、利用者の利便性の向上の観点から、問題点及び改善すべき点に関する意見を聴取した。

主な意見の概要

- ・ 公正取引委員会のホームページについては、事業を行う上で不安のある事業者がチェックすると考えられる。事業者にとって使いやすいホームページとする必要がある。(中国)
- ・ 中小企業はそもそも独占禁止法等の知識が不十分なので、中小企業が困っていることや知りたい情報を取りまとめた専用のコーナーを設けて、中小企業にも分かりやすい説明や具体的に問題となる事例を用いる工夫を行っていただきたい。(沖縄)

5 その他

主な意見の概要

- ・ 独占禁止法の啓発活動は大切だと思うが、上場企業等は、独占禁止法違反はいけないと分かっているながら、違反行為を行うケースもあると思う。このようなケースに対しては、やはり、排除措置命令、特に課徴金納付命令を課すことで、一罰百戒的な怖さを浸透させていくことが重要になるのではないか。(関東甲信越)

第1 北海道ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 一番効果がある広報活動は、独占禁止法違反事件の摘発である。
- ・ 中小事業者は、いろいろな法律や制度について学ぶ機会がない。中小事業者に対して、独占禁止法や下請法についてのきめ細かい広報活動をお願いしたい。
- ・ 公正取引委員会は敷居が高いイメージがあるが、身近なものも取り上げている組織なのだからということをもっとPRしていけば、一般の人もアクセスしやすいと思う。
- ・ 独占禁止法教室は良い取組だと思う。すぐに何か効果が出るものではないが、実施する必要があると思う。違反事件の報道というのもインパクトがあって良いが、一方で、独占禁止法教室によって競争マインドを学生に教えることにより別の良いイメージも出てくるのではないか。
- ・ 以前と比べて、公正取引委員会のPR活動は積極的になってきていると思われる。優越的地位の濫用規制のパンフレットやPR用のDVDは分かりやすく良かった。

2 公正取引委員会のホームページについて

- ・ ホームページを見てもらうには、まずは公正取引委員会の知名度を高めるべきで、それには違反事件を取り締まることが一番である。
- ・ ホームページによる広報の成果を挙げたいのならば、いかにホームページを見てもらうかが重要である。きっかけがないとホームページは見ない。バナー広告やリンクを上手に使ってはどうか。

3 その他

- ・ 公正取引委員会が入札談合事件について排除措置命令を出した後、当該発注者の予算が余った年度があった。理由を尋ねたところ、落札価格が下がったためであった。競争が働くようになったということだろう。

第2 東北ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 消費者セミナーに参加したが、消費者でも分かりやすいような説明がなされ、大変勉強になった。「独占禁止法」という名称は、一般消費者からすれば、とっつきにくいと感じるので、今後も一般消費者向けの説明会を開催してほしい。
- ・ 業界に事業者団体があれば、どのような行為が法律上問題となるかを団体が会員に周知しているが、そのような組織がない業界では、中小事業者はどのような行為が法律上問題となるのかどうか分からないと思う。このような業界の事業者に対しては、特に周知を行ったほうがよい。
- ・ 違反行為に対する措置に関する新聞発表文については正確を期する必要があるが、一般人には難解になってしまうのはやむを得ないが、報道機関に対する説明方法を工夫してはどうか。

2 公正取引委員会の相談等の体制について

- ・ 今後、被災3県においては、復旧工事として高額の入札物件が発注される等、復旧需要が見込まれるところ、入札談合などの問題が起きる可能性がある。これらの地域の監視体制及び相談等の体制の強化を図るべきではないか。

3 公正取引委員会のホームページについて

- ・ 公正取引委員会のホームページは非常に使いやすい。色使いや文字の形式も、硬すぎず、柔らかすぎずで良いと思う。また、子供向けのサイトや動画も評価する。しかし、メールマガジンについては、幹部の発言をただ記載するのではなく、箇条書きにしたり、簡便にまとめた方が分かりやすいのではないか。

第3 関東甲信越ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 業界団体の総会や定期的な集まりの中で、業界固有の事例を紹介するなど、それぞれの業界の特質・特性を考慮した勉強会を開催すると良いのではないか。
- ・ 中学生向け独占禁止法教室は、とても分かりやすく良い内容であるものの、受講できる生徒が限られていてもったいない。より多くの人を受講できるような広い場所で行うとか、独占禁止法教室で行っているシミュレーションゲームを動画で見られるようにするなど工夫してはどうか。
- ・ 公正取引委員会が行う排除措置命令等をメディアに大きく取り上げてもらうことが独占禁止法等の違反行為に対する抑止につながると思う。

2 公正取引委員会に期待することについて

- ・ 企業結合審査については、企業の競争力という点だけではなく、消費者の選択肢が狭まるという点など、消費者や購入者としての事業者が受ける影響について、きちんと調査を行ってほしい。
- ・ 優越的地位の濫用を厳しく取り締まってもらいたい。
- ・ 震災後、エネルギー分野などで新たな社会的インフラ作りが検討されているが、その際、独占禁止法上の問題が生じないか注視してもらいたい。

3 公正取引委員会の相談等の体制について

- ・ 商工会議所や商工会と連携して、独占禁止法や下請法の相談を受け付けていることは良いことであると思う。さらに、商工会議所以外にも中小企業が融資などについて相談できる地方自治体や中小企業支援団体等の窓口があるが、そうした窓口には、中小企業の人たちがより頻繁に来るので、そのような窓口と広く連携することも一つの方法であると思う。

4 公正取引委員会のホームページについて

- ・ 公正取引委員会のホームページは、子供向けのページをはじめ、とても良くできているが、見てもらうためのきっかけ作りが必要ではないか。例えば、他省庁等とともに、教育用のホームページなどのフロントのページを作り、そこから公正取引委員会のページにリンクさせるなど、公正取引委員会のページに到達するルートの工夫をすると良い。
- ・ 独占禁止法相談ネットワークのことは、公取委のホームページにも掲載されているが、窓口一覧の後ろの方に書かれていて、見つけにくい。

5 その他

- ・ 独占禁止法の啓発活動は大切だと思うが、上場企業等は、独占禁止法違反

はいけないと分かっているながら、違反行為を行うケースもあると思う。このようなケースに対しては、やはり、排除措置命令、特に課徴金納付命令を課すことで、一罰百戒的な怖さを浸透させていくことが重要になるのではないか。

- ・ 公正取引委員会は、企業結合や国際カルテル事件などに関して、各国の競争当局とやり取りをされていると思うが、その一方で、日本企業を他国の過剰な制裁措置から守ることも必要ではないかと思う。

第4 中部ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ ペナルティだけでは競争政策は浸透しない。種まきと同じで、すぐに効果は出ない。普及・啓発活動を継続して行う必要がある。
- ・ 一番の弱者に公正取引委員会のことを理解してもらうことが大切と感じる。出前授業や有識者との懇談会も大変良い取組と思うが、もう一步踏み込んで、本当に困っている方々に対する広報が必要と思う。より困っている方々は、商工会議所よりも商工会の会員に多いと思うので、商工会に対する広報を期待したい。

2 公正取引委員会に期待することについて

- ・ 景品表示法の執行については、消費者庁も頑張っているようであるが、公正取引委員会にはこれまで積み上げてきた実績・強みがあると思う。消費者庁は地方に出先がなく、また、予算の制約等により相談員を置けない地方自治体もあるようなので、公正取引委員会にきめ細かに対応していただけると助かる。

3 公正取引委員会の相談等の体制について

- ・ 独占禁止法の問題はボーダーラインがよく分からないので、どの程度の行為から相談してよいのか分からず相談できずにいる者も多いのではないかと。

4 公正取引委員会のホームページについて

- ・ ホームページの文字サイズを大きくし、動画をもっと増やした方が良い。文字ばかりのホームページでは、読む気がなくなる。
- ・ まず、独占禁止法のルールとは何なのかを、分かりやすい言葉で書くことが必要と感じる。本当に困っている人たちを念頭に置いてホームページや資料を作ってはどうか。

5 その他

- ・ スーパー等がパンフレット・チラシを作成する際には、その費用負担を求められるが、最近は負担金額の根拠をきちんと示してくるようになった。

第5 近畿ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 優越的地位の濫用規制に関し、積極的な広報活動を行っていることは理解しているが、購買担当者レベルでは「利益を出さなければならない」ということで、納入業者などに無理な要望を行っていることも考えられる。そのような実態について、管理職や経営者が承知していないことも多いので、購買担当者のみならず、管理職や経営者に対しても積極的な広報活動を行うべきだと考える。
- ・ 大規模な違反事件があった際に、マスコミ等を利用して、違反行為を行えば多額の課徴金や損害賠償を求められるなど、割に合わない話であることを積極的に広報することで、違反行為の防止に努めるべきである。
- ・ 優越的地位の濫用規制や下請法に関しては、どのような行為を行えば違反になるのか、その線引きが難しく、摘発されて初めて問題があったことに気付いたという話もよく聞く。今後とも、商工会議所等でテーマを絞った講演会を実施するとともに、公正取引委員会で個別の相談を受けるなどして、優越的地位の濫用規制や下請法の普及・啓発に努めてもらいたい。
- ・ 「一日公正取引委員会」のようなイベントによって広報活動を行うことは、違反行為の防止のために非常に効果的だと考えるが、より多くの事業者に参加してもらうためには、商工会議所などの事業者団体自身にこのようなイベントが非常に重要であることを認識してもらう必要があると考える。

2 公正取引委員会に期待することについて

- ・ 優越的地位の濫用規制については、我が国独特の規制だと思うが、現実問題として、納入業者が協賛金や従業員の派遣を不当に要請されるなど問題が生じているものであり、こういった問題に対応できるのは独占禁止法のみであると考えられることから、今後とも積極的な法運用を行ってほしい。

3 公正取引委員会のホームページについて

- ・ 公正取引委員会のホームページでは、景品表示法に関する情報提供窓口や相談窓口についての広報を積極的に行っているなど、現状の広報活動や相談等の体制は充実していると思う。

4 その他

- ・ 優越的地位の濫用に関する規制については、経済学の観点からは事業者間の取引関係に余り政府が介入すべきではないという考え方もあるが、独占問題などと同様に「市場の失敗」の一つとして、政府が対応すべき問題と考える。

第6 中国ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 警察行政においても、逮捕し、それが報道されることが最も効果的な広報と考えられている。公正取引委員会についても、「摘発に勝る広報なし」ということではないか。
- ・ 優越的地位の濫用規制のガイドライン等のパンフレットについて、素人から見て表現が難しい。消費者や学生も、パンフレットの記載を見ても理解できないのではないか。
- ・ 例えば建設業界であれば、建設業法違反を行うと事業免許の停止等、事業への直接のダメージがあるため、建設業法を重視している。独占禁止法違反については、このようなダメージがないことから、軽視されている。しかし、企業にコンプライアンスを求める声は高まっており、企業においても関心は高いことから、独占禁止法違反行為は、社会から強く非難され企業価値を失わせる重大な法令違反だとPRすべきだ。
- ・ 地元を代表する企業が違反行為を行っていたが、これらの事案をきっかけに、優越的地位の濫用行為や下請法について、事業者に一層周知する方策を検討されたい。対象とする業界や地域を特定し、ポイントを絞って講習会等を行う必要がある。

2 公正取引委員会に期待することについて

- ・ 今後、経済のグローバル化が更に進むと思われる。また、今までにない形態の商取引の拡大など、取引形態・取引慣行が様々な変化を思うが、公正取引委員会には、そういった変化に対応していくことを期待している。

3 公正取引委員会のホームページについて

- ・ 公正取引委員会のホームページについては、事業を行う上で不安のある事業者がチェックすると考えられる。事業者にとって使いやすいホームページとする必要がある。
- ・ 一般化された理解しやすい表現のQ & A、例えば、「この行為を行うとこんなペナルティがある」といった内容が一つにまとまっていると分かりやすい。

4 その他

- ・ 有名な大手企業ですら、いまだに独占禁止法違反で摘発されていることに驚かされる。企業のコンプライアンスに対しては、社会から厳しい目が向けられており、当社も会社の信用を失うことのないように法令遵守を徹底している。

第7 四国ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 各地域の商工会議所，商工会，中小企業団体中央会及び経営者協会のような経済団体は，その地域の問題等を詳しく把握しているものである。これらの団体との連携を深めることで，公正取引委員会にとって効果的な広報・広聴活動が行うことができると考えられる。
- ・ 課徴金減免制度は，これまでの日本には見られなかった制度であり，非常に面白く関心を呼ぶ制度である。この制度を更に積極的に広報していくことで，独占禁止法の知名度を向上させることができるし，ひいては公正取引委員会の情報収集活動にも資することとなると考えられる。
- ・ 入札談合事案でよく法的措置を受ける建設業界等，独占禁止法違反事件がよく生じる業界の事業者団体と何らかの継続的な接点を持つことで，公正取引委員会の監視の目が届いていることを事業者を意識させる効果があり，独占禁止法違反行為の未然防止に役立つのではと考えられる。

2 公正取引委員会のホームページについて

- ・ 公正取引委員会のホームページを見たが，テーマ等が分かりやすく区分されているなど，非常に閲覧しやすいと感じた。

3 その他

- ・ 公正取引委員会の事件審査にかかる期間が長くなればなるほど，違反事業者の事業活動に与える影響は大きくなる。綿密な調査が必要になることは十分理解できるが，そうした中でも可能な限り迅速な事件処理を行い，違反事業者が早く通常の事業活動に復帰できるようにしていただきたい。

第8 九州ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 独占禁止法や下請法違反とは知らずに違反行為を行う場合があるので、商工会議所の広報誌などに、こういったことが問題になるというQ & Aのようなものを掲載してはどうか。
- ・ 最近の違反事件の公表資料に添付されている1枚紙の図表は非常に分かりやすく、一般の方々でも事件の概要をイメージすることができる。

2 公正取引委員会に期待することについて

- ・ 地方の商店街の現状を考えると、大規模小売業者による不当廉売については厳しく取り締まってほしい。正当な努力の結果としての安売りなら構わないが、少なくとも赤字販売に対しては厳しく対処していただきたい。
- ・ 100件の広報イベントを行うよりも、1件の事件を取り上げる方が広報効果がある。広報効果の点からも、より多くの事件を取り上げるべきである。

3 公正取引委員会の相談等の体制について

- ・ 県の相談窓口では、どこに相談したらよいか分からない相談者に対し、適切な相談先を紹介しているようである。地方自治体の相談窓口に対しても独占禁止法等について広報活動を行い、横のネットワークをより充実させれば、相談体制の充実に資するのではないか。

第9 沖縄ブロック

1 効果的な広報・広聴活動について

- ・ 大学における独占禁止法教室の開催は、競争政策の普及・啓発に効果的であると考えますが、その効果が現れるには、受講した大学生が企業の経営に関わるようになるまで長い期間を要するので、今後も継続して開催することが必要である。
- ・ 広報資料に絵や図表を用いることによる「見える化」は、広報活動として有効な方法であるので、今後も拡充していただきたい。

2 公正取引委員会に期待することについて

- ・ 我が国は、今後、内需頼みから外需を目指したビジネスを展開していくことが求められることから、諸外国との間で、競争に関するルール及び規制について連携して対応することが重要になると考えるので、積極的な取組を期待したい。

3 公正取引委員会のホームページについて

- ・ 中小企業はそもそも独占禁止法等の知識が不十分なので、中小企業が困っていることや知りたい情報を取りまとめた専用のコーナーを設けて、中小企業にも分かりやすい説明や具体的に問題となる事例を用いる工夫を行っていただきたい。